

三浦市自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの基本方針

三浦市 保健福祉部 高齢介護課

1 介護保険法におけるケアマネジメントの考え方について

介護保険法では、「尊厳の保持」と「能力に応じた自立」を目的に掲げています。

介護保険法
第1条（目的）
この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

これを受け、ケアマネジメントを行うに当たっても、「利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮」するようにすることを基本方針として掲げています。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
第1条の2（基本方針）
指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
2～6 （略）

利用者の「尊厳保持」と「自立支援」はケアマネジメントの基本であり、居宅介護支援専門員が業務を行うに当たっては、まず、これらの基本理念を踏まえて実施する必要があります。

2 ケアマネジメントを行う際の注意点について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条において、指定居宅介護支援の具体的取扱方針として、いわゆる一連のケアマネジメントについて規定されています。この規定に従ってケアマネジメントを実施してください。

利用者本位のケアプランのためにも、基準を順守することが重要です。

- ①アセスメントによる利用者の状態把握
- ②原案作成、担当者会議を経て、ケアプランを作成
- ③利用者に対するケアプランの説明・同意・交付
- ④ケアプランの実施（各サービスの提供）
- ⑤モニタリング
- ⑥ケアプランの見直し・必要に応じた変更 など

基準に従わなければならない理由は、単に「基準違反になるから」、「運営基準減算の対象となるから」というだけではありません。

これら一連の流れは、いわゆる「PDCA」サイクルに沿ったものです。利用者のためのケアプランを作成し、実行するためには基準の順序に沿って行うことが効果的といえます。

「利用者のためのケアプランを作成する」という視点からも、基準を順守しましょう。

3 ケアマネジメントにおいて保険者として重視している点について

三浦市では、保険者として介護保険法の理念である「尊厳保持」と「自立支援」の考え方を重視しています。あくまでも、介護サービスの中心にいるのは、利用者本人です。

(1)「尊厳保持」のためには、利用者の自己決定が尊重される必要があります。そのために、自己決定ができるだけの情報を利用者に提供してください。例えば、特定のサービスの提供を前提としているケアプランは、本人の選択の自由がなく、自己決定が尊重されているとは言い難いものになります。

(2)「自立支援」のためには、「利用者にとって真に必要なことは何か？」を問い続ける必要があります。そのためには、アセスメントによる利用者の状態把握を十分に行い、利用者のニーズを把握してください。ニーズには、言葉として表現されるものに限らず、利用者本人も気が付いていない潜在的なものも含まれています。また、表面的なニーズをとらえるだけでなく、利用者の望む生活に向けて、課題抽出を行う必要があります。

利用者のニーズを把握し、本人の望む生活の実現に向けて、利用者の自己決定・選択の自由は尊重されているか、アセスメントに基づくサービス検討がなされているかに留意しましょう。

(改訂沿革)

令和2年 3月30日制定

令和4年 9月 1日改訂